

## 和泉市発注工事に係る苦情処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条の規定による適正化指針に基づき、本市が発注する建設工事の入札及び契約に関する苦情を適切に処理するための手続に関し必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事は、和泉市が発注する工事のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 一般競争入札による工事
- (2) 公募型指名競争入札による工事
- (3) 指名競争入札による工事
- (4) 随意契約による工事

(苦情の申立て)

第3条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札 入札参加申請書を提出した者のうち、入札参加資格を有しないことを確認した旨及びその理由の通知を受けた者で、当該入札参加資格を有しない理由に対して異議がある者は、和泉市長に対して当該入札参加資格を有しない理由について説明を求めること。
- (2) 公募型指名競争入札 入札参加申請書を提出した者のうち、和泉市長から指名しなかった旨及びその理由（以下「非指名理由」という。）の通知を受けた者で、当該非指名理由に対して不服がある者は、和泉市長に対して非指名理由について説明を求めること。
- (3) 指名競争入札 当該工事に該当する工事種別で本市入札参加有資格者名簿に登録されている有資格者（当該工事に等級区分がある場合は当該等級に承認されていること）で、当該指名競争入札に指名されなかったことに対して不服がある者は、和泉市長に対して非指名理由についての説明を求めること。
- (4) 随意契約 当該工事に該当する工事種別に対応する建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する許可を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者は、和泉市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めること。

(苦情処理の協議による解決)

第4条 前条に係る異議又は不服がある者は、直ちに次条に定める手続によらざるを得ないと認められる場合を除き、まず、契約担当課に対し説明を求め、協議による解決が図られるよう努めなければならない。

2 契約担当課は、前項の規定により説明を求められた場合は、必要に応じて和泉市建設工事請負業者指名委員会等と協議の上、適切に説明し、協議による解決を図るよう努めなければならない。

3 前2項の規定の運用に当たっては、次条に定める手続の行使を不当に制限しないよう留意しなければならない。

(苦情申立ての方法)

第5条 苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、和泉市長に対して苦情申立書(様式第1号)により行わなければならない。

(1) 第3条第1号に定める苦情にあつては、和泉市長が入札参加資格を有しないことを確認した旨及びその理由の通知を行った日の翌日から起算して7日(和泉市の休日を定める条例(平成2年和泉市条例第12号)第2条に規定する休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内

(2) 第3条第2号及び第3号に定める苦情にあつては、和泉市長が指名業者の公表を行った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内

(3) 第3条第4号に定める苦情にあつては、和泉市長が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内

2 苦情申立書が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなす。

(苦情申立ての却下)

第6条 和泉市長は、苦情申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内にその申立てを却下することができる。

2 苦情申立ての却下は、申立者に対して却下通知書(様式第2号)により通知する。

(苦情申立てへの回答)

第7条 前条の規定により苦情の申立てを却下する場合を除き、和泉市長は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に苦情申立回答書(様式第3号)により回答する。ただし、苦情の件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できる。

2 苦情申立回答書には、再苦情の申立てができる旨を教示する。

(再苦情の申立て)

第8条 前条の苦情申立回答書を受理した申立者であつて、当該苦情申立回答書による説明に不服がある者は、和泉市長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

(再苦情申立ての方法)

第9条 再苦情の申立ては、和泉市長から第7条の苦情申立回答書を受理した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、和泉市長に対して再苦情申立書(様式第4号)により行わなければならない。

2 再苦情申立書が郵便により提出された場合における取扱いは、第5条第2項の例による。

(再苦情申立ての却下)

第10条 和泉市長は、再苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内にその申立てを却下することができる。

2 再苦情申立ての却下は、申立者に対して却下通知書(様式第2号)により通知する。

(和泉市入札等監視委員会への審議依頼)

第11条 前条の規定により再苦情の申立てを却下する場合を除き、和泉市長は、速やかに和泉市入札等監視委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼する。

(再苦情申立てへの回答)

第12条 和泉市長は、委員会の審議結果を踏まえた上で、委員会からの意見書を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、次の事項を再苦情申立回答書(様式第5号)により回答する。

- (1) 再苦情の申立てが認められなかったとき 再苦情の申立てが認められなかった旨と委員会において再苦情申立てに根拠が認められないと判断された理由
- (2) 再苦情の申立てが認められたとき 委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い和泉市長が講じようとする措置の概要

(再苦情処理結果の公表)

第13条 和泉市長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、当該再苦情及び再苦情申立回答書を閲覧による方法により速やかに公表する。

(入札手続の執行)

第14条 苦情申立て及び再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げない。

附 則 （平成29年12月 4日）

この訓令は、令達の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

苦情申立書

年 月 日

和泉市長あて

苦情申立者

Ⓔ

和泉市発注工事に係る苦情処理要領第3条の規定に該当する案件につき、次のとおり苦情の申立てをします。

- 1 苦情申立者の住所氏名等  
所在地又は住所  
名称又は氏名  
電話
- 2 苦情申立ての対象となる建設工事等の名称
- 3 不服のある事項
- 4 3の主張の根拠となる事項

様式第2号（第6条、第11条関係）

却下通知書

年 月 日

（（再）苦情申立者）様

和泉市長

年月日付で（再）苦情の申立てがあった件について、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

- 1 （再）苦情申立ての対象となる建設工事等の名称
- 2 却下理由

様式第3号（第7条関係）

苦情申立回答書

年 月 日

（苦情申立者）様

和泉市長

年月日付けで申立てがあった件について、次のとおり回答します。

- 1 苦情申立ての対象となる建設工事等の名称
- 2 苦情に対する説明

（注）この回答書による説明に不服のある場合は、この回答書を受け取った日から7日以内に、再苦情申立書により市長に対して再苦情の申立てを行うことができます。

様式第4号（第10条関係）

再苦情申立書

年 月 日

和泉市長 あて

再苦情申立者

㊟

和泉市発注工事に係る苦情処理要領第10条の規定に基づき、次のとおり再苦情の申立てをします。

- 1 再苦情申立者の住所氏名等  
所在地又は住所  
名称又は氏名  
電話
- 2 再苦情申立ての対象となる建設工事等の名称
- 3 不服のある事項
- 4 3の主張の根拠となる事項

（注）苦情の申立てに対して市長が回答を行った書面の写しを添付すること。



様式第5号（第13条関係）

再苦情申立回答書

年 月 日

（苦情申立者）様

和泉市長

年月日付けで申立てがあった再苦情の件については、次のとおり回答します。

1 再苦情申立ての対象となる建設工事等の名称

2 和泉市入札等監視委員会の審議結果

（1）審議日時及び場所

（2）結果

ア 申立てが認められなかったとき その旨と理由を記載

イ 申立てが認められたとき その旨を記載

3 市の措置

※申立てが認められたときに記載